

## 論文

香川県大島の療養所に展開した自治の痕跡  
—療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究—阿部 安成<sup>1</sup>、石居 人也<sup>2</sup>Materials about the history of self-government activities  
in the National Sanatorium OshimaseishoenYasunari ABE<sup>1</sup>, Hitonari ISHII<sup>2</sup>

1. Faculty of Economics, Shiga University

2. Faculty of Social Sciences, Hitotsubashi University

We discuss, with the introduction of historical materials by the National Sanatorium Oshimaseishoen residents' association is holding, the history of research in this paper. Through these historical materials, I show the potential to be updated history for prophylaxis against and exercise autonomy in Oshimaseishoen

**Keywords:** sanatorium for Hansen's disease, self-government, historical materials, narrative of history

## はじめに

2012年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究として、「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」を始動したわたしたちは、3年計画のプロジェクト研究の初年度に、国立療養所大島青松園（以下、大島青松園、とする）の自治活動についての史料をめぐる保存と公開と活用に着手することとした。

その一方で、大島青松園2012年度第3四半期の予算において園内の歴史資料の保存などを実施することが可能となり、大島青松園と滋賀大学とのあいだで受託研究が契約された（2012年度受託研究「国立療養所大島青松園内歴史資料保存・公開・活用プロジェクト」）。本稿の目的はこれら2つのプロジェクトによる成果の発信にある。

まずは、これら2つのプロジェクトの始線を明示しておこう。

歴史研究にかぎらず、およそ研究という作業において、

そこでもちいる材料、データ、ドキュメント、資料、サンプル、素材などといったものがそろっているかそうでないかといえば、おそらく整備されてないばかりのほうが多いのではないかと。ただしその不備が整ってゆくようすもまた記録して、それを議論や検証の対象として発信するのか、あるいは、データや資料が整備されたそこに研究の開始線を引いて、それ以後こそが研究なのだとするのかは、分野によって、または研究者によって異なるかもしれない。わたしたちは前者をプロジェクトの方針においた。

香川県の大島に療養所が設置されたときは、いまから100年以上もまえになる1909年のことだった。その後、療養所の正式な記録として、創立記念のたびに史誌が刊行されてきた<sup>1)</sup>。それら7冊の創立記念誌では記載事項の1つずつについて、その出典が記されているわけではない。ともかくも療養所の歴史をまとめているのだから、その根拠となった記録を参照したはずである。大島青松園のばあ

<sup>1</sup> 滋賀大学経済学部    <sup>2</sup> 一橋大学大学院社会学研究科

い、療養所の過去として積み重なってゆくことがらや出来事が、それぞれが出来た時点で記された文書などをまとめて閲覧できる手だては整えられていなかった。

大島の自治組織である協和会（自治会）も創立 50 周年を記念して、『閉ざされた島の昭和史－国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（国立療養所大島青松園入園者自治会編集、国立療養所大島青松園協和会（自治会）発行、1981 年）と題した史誌を編んでいる。その「あとがき」には、「本書の編纂にあたっては、その自治会日誌を唯一の頼りとし、古い『藻汐草』誌、戦後の『青松』誌ほかの文献を参考にし、さらに当時の古老たちの体験談をもとに集約しました」と創立 50 周年記念史編集の経緯と典拠を明示していた。同書に収載された「年表」には、「自治会ニュース『報知大島』第一号発行」（1932 年）と「『青松』園内版創刊」（1944 年）の事項が掲げられているものの、創立 50 周年記念史を編むにあたってこれら 2 つの逐次刊行物が参照された形跡はない。後者は「廃紙への自筆原稿綴じ月一冊を発行」という戦時下の物資困窮の時節に療養者の手によってつくられた稀有な手書きの書物だった。また「唯一の頼り」とされたという自治会の日誌も、それがどれだけあるのかの目録はつくられていなかった。これが大島青松園での、過去の記録をめぐるおおまかなようすだった。

わたしは 2004 年に初めて大島に渡ったときまず自治会事務所を訪ね、自治会長の許可を得たうえで、隣の文化会館で図書の調査をおこない、ついでキリスト教霊交会教会堂図書室を調査場所として、2008 年 2 月終りから蔵書目録の作成にとりかかり、それから 1 年後の 2009 年 2 月初めにそれを終えるまでのあいだに、『報知大島』が出てきてその目録もつくり、また、「自筆原稿綴じ」の『青松』の目録と記事索引をつかった<sup>2)</sup>。逐次刊行物『報知大島』のリプリント版を発行するために自治会に挨拶にいったところ、これをきっかけに自治会長が記憶をたぐり寄せるなかで倉庫の『報知大島』をみつけだし、キリスト教霊交会と自治会の双方が所蔵する『報知大島』のリプリント版を発行することができた<sup>3)</sup>。

リプリント版発行の準備に着手するとともに、2009 年秋には大島に残る歴史資料のデジタル化計画をわたしたちはたてていた。キリスト教霊交会と自治会の理解と協力を得て、まずは、キリスト教霊交会が所蔵する同会機関紙の『報知大島』、自治会所蔵の『報知大島』『藻汐草』『青松』のデジタル撮影をおこなった。ついで 2012 年 9 月に、

1931 年から書き続けられてきた自治日誌総冊数 370 の撮影にとりかかり、その目録も公開した<sup>4)</sup>。

自治日誌撮影のための梱包と搬出にあわせて、『報知大島』がしまわれていた自治会事務所倉庫の整理を 2012 年 10 月に始めた。倉庫にあった古い記録類をいま仮に「倉庫史料」と呼んでいる。本稿はこの「倉庫史料」をめぐる書史論となる<sup>5)</sup>。 (阿部執筆)

## 1. 「倉庫史料」の輪郭

まず、2012 年 10 月 20 日と 21 日に自治会事務所倉庫の整理をおこない、つぎのとおりかんたんな記録をとった(箱そのものや箱の貼紙に記された事項に「」をつけた。箱に印刷された文字には「」をつけた)<sup>6)</sup>。おおまかには、倉庫には上中下の 3 段に区切られた木製の棚と、全 6 段のスティール製ロッカーがある。

ロッカーには、うえから第 1 段の左側に、『協和会報』綴などの綴類、第 2 段の左側に綴と日誌（下書き用か）などのノート、右側に『青松』（活版刷り）、第 3 段の左側に綴と金銭出納帳、右側に『青松』（活版刷り）、第 4 段の左側にチョーク、右側にそろばん、鉄筆、「既決書類 総務」の木箱（ただし中身は空）、第 5 段右側に人形と「要請書」、第 6 段の左側に「用度」の 2 箱、右側に「不明」の箱（事務文書や FAX コピーなど）、「用度」（日誌、互助会、『全患協ニュース』など）がある。

木製の棚には、上段右奥に「会計部」（段ボール箱 [みかん]）、「支部報」（段ボール箱 [おうむ]）、「支部報」（段ボール箱 [養命酒]）、「支部報」（段ボール箱 [一六タルト]）、「作業」（木箱）、「協和会々則在中／庶務部」（木箱）、「参考書類」（木箱）、「全患協関係書類」（木箱）の 8 箱。

中段左に「予防法 資料 答申書」（ポリプロピレン = PP 箱）、「封筒（各種）ビデオ」（PP 箱）の 2 箱。

中段中に「書類箱 文化部／読んだら必ず入れておくこと」（木箱 3 つのいちばん下。中身は厚紙表紙のみ）。

中段右に「日誌 下」（段ボール箱）、「事務所本棚」（段ボール箱）の 2 箱。

棚にはほかに什器類や事務用品などがあった。

これまでに、これらの箱のなかの「要請書」「作業」「協和会々則在中／庶務部」「参考書類」「全患協関係書類」と『協和会報』綴の目録作成にとりかかり、ひとまず作業を終えた「協和会々則在中／庶務部」と「参考書類」の目録を本稿に掲載した。 (阿部執筆)

## 2. 書史論の効能

さきに記した「倉庫史料」の輪郭は、のべ人数5名による2日間の作業でつかむことができた。埃と蚊と鼠の糞に悩まされながら什器類などをどけ、棚から箱を引きだしてその中身の概要を確かめる作業は、ひどく面倒というほどではなかった。だがこれまでに大島青松園にきた調査者のだれひとりとして、この作業にとりかかったものはいなかった。少なくとも、それをしたと発信したものはいない。

療養所に暮らす当事者たちに、こうした過去の記録の整理が進められないことには、やむをえないところがあるとおもう。わたしたちのべ5名のものにはそう手間のかかる作業ではなかったとしても、手や足がうまく動かなかったり、目の見えぐあいも弱くなったりしたものたちには、おなじように作業ができないのはあたりまえのことにすぎる。

だが、調査者は違う。大島青松園ではこれまでに、歴史研究者やハンセン病問題に関する検証会議による調査がおこなわれている。そうした調査者は、どこで、なにを、調べたのだろうか。「今、日本におけるハンセン病患者の隔離の歴史は、こうした当事者の研究を基盤として、そのうえに新たな研究が幾重にも重ねられ、その通史はほぼ明らかになった」<sup>7)</sup>と明記されるとき、もちろんハンセン病をめぐるすべての史料を精査したあとでそのように記さなくてはならないという準則や制約はないにしても、たとえば大島青松園の自治会所蔵「倉庫史料」を知らなくても、いちどもそれをみたことがなくても、そのように判断できるのだろうか。わたしには怖くてとてもできない。

また、さきの引用にいう「当事者の研究」をめぐる、「全国のハンセン病療養所の入所者自身により著されたそれぞれの療養所の入所者自治会の歴史に接し、わたくしは、歴史学研究で得たささやかな研究者としての自負を根底から覆される衝撃を受けた」とまで告白するとき<sup>8)</sup>、もとより当事者の歴史へのむきあい方を不十分だと指弾するのではないにしても、たとえばさきにみた『閉ざされた島の昭和史』が『報知大島』も『青松』も、そして「倉庫史料」もまず間違いなくほとんどふまえずに執筆、編集されたことを知ったいま、その評価に変更の余地はないのだろうか。

大島青松園自治会の正史、あるいは公式の歴史書とあってよい『閉ざされた島の昭和史』は、みずから、『藻汐草』と『青松』は参考にしたといどであって、手許にある連綿と書き継がれてきた日誌を「唯一の頼り」とし、あわせて「当時の古老たちの体験談をもと」に編まれたと明かして

いた。日誌と体験談にもとづく過去の再構成には、それらにみあった制限が生じる。自治会が保管する日誌の始まりの日付は、1931年1月16日である。当然のこと、いくらかの回顧はべつとして、それ以前のことは日誌に記されていない。古老の体験談も自分が見聞きした内容を超えて過去へと溯りようがない。「倉庫史料」のなかには、1931年以前に記された記録があるのだから、単純に言えば、それによって日誌や古老の体験より以前の過去へと溯ることが可能となるのである。だがこれまで、「倉庫史料」をもちいて自治会の、自治活動の、また大島の療養所の歴史を記したものは、ひとりもいなかったのだ。

もし、「倉庫史料」をみたものがいたとして（そのとき「倉庫史料」の名称はなかったわけだが）、その閲覧者が手にした文書綴などをもとにして歴史を記さなかった理由も揣摩（当て推量）は可能だ。『閉ざされた島の昭和史』にあらわれているとおり、大島の自治は、ラジオ破壊をきっかけとした、抑圧への、男たちによる、抵抗運動でなければならなかったからだ（このことはまたあとで述べる）。

わたしたちは、あらためて出てきた史料をもとに、これまでとは異なるあたらしい歴史を書くよりもまえに、目録をつくり、それを公開することを優先した。とはいえ、まだ細かな文書や断簡などもある箱の中身を中性紙封筒に入れる作業は済んでいないため、「倉庫史料」閲覧はだれにも開かれているわけではなく、ひとまずは、わたしたちがまっさきにそれを活用することになるわけだが。

わたしたちの歴史の書き方は、わたしたちが「史料」と呼ぶ、過去のようすを報せるとともに、それを読むわたしたちの手立てや用意を問うている記録を、それを手にした現在からもういちど歴史のなかにおき直す試みだと考えている。（阿部執筆）

## 3. 自治をめぐる書史の更新

### (1) 連携の始まり

大島青松園で結成された自治会の史誌『閉ざされた島の昭和史』については、別稿でもかたんに論じたことがあったが<sup>9)</sup>、行論のつごうでここでもまたとりあげるとしよう。

『閉ざされた島の昭和史』には3つの書き出しがある。1つは、同書刊行時の自治会長による「発刊のあいさつ」、2つめが、本書冒頭「はじめに」、3つめが本書本文第1章「島のあけぼの」の「1 一台のラジオ（昭和六年）」。それらを順に引用すると、「昭和六年三月八日、長年の、強権による弾圧に抵抗し、入所者の総意を結集して、自治会（協和



会)が結成されました]、「昭和六年一月十六日(金)／これが実行委員会日誌の冒頭である」、「昭和六年一月十六日は寒かった」となる。1931年1月15日早朝に、療養所の備品であるラジオが破壊されてみつきり、それを機に翌16日に世話人会、ついで患者総会が開かれ実行委員の選挙が実施された。これが端緒となって2か月後の3月8日に自治会が結成され、それは大島の療養所をとりまいた暗黒時代からの夜明けとなる劃期だった、との歴史の見方があらわれている。

『閉ざされた島の昭和史』の発刊は自治会結成50周年の記念事業だったから、当時年齢20歳代でその過去を体験したもののうちのいくにんかは、このとき聞き取りに応じて自分たち「古老」の記憶を語ることができただろう。そうした体験談と日誌の記述をもとに、自治会の起源が記されたのだった。史誌発行当時の会長が明示したとおり、それは暴圧への総結集の抵抗だったとの顕彰である。大島に療養所が設置されたときが1909年のこと。それから20年あまりの長期にわたって、いわば嘗めさせられ味わいつづけてきた辛酸と苦渋への憤怒が1931年に勃発したというのだ。では大島での療養者にとって、このかんは沈黙の雌伏二十年だったのか。

わたしが整理を担当した木箱の天部蓋には「協和会々則在中／庶務部」と墨書された紙が貼られ、側面には「協和会／会則／及各規約」とマジックインクで記されてあった。そこに入っていた文書綴などは、目録上の点数で61となる。このなかに1931年以前に作成された記録が2点あった。それが目録番号7の「昭和四年八月以降／娯楽会役員名簿／第二号／娯楽会」(以下「娯楽会役員名簿第二号」とする)と同42「大正三年十一月以降／娯楽会役員名簿／第一号／娯楽会」(以下「娯楽会役員名簿第一号」とする)である。キリスト教霊交会の機関紙『霊交』の現存最古の号が1922年発行で、同会の礼拝日記というべき記録が1915年から始まることからすると、目録番号42はいまのところ、大島に残る最古の記録となるかもしれない。

「娯楽会役員名簿第一号」は、和紙和綴じ墨書の51頁にわたる綴、「娯楽会役員名簿第二号」も同様の体裁で27頁立ての綴。「第一号」と「第二号」の文字は、どちらも表紙のほかの記載とは異筆である。これら2冊の名簿には、前者に、1914年11月の当選者から1929年7月までの改選者が、後者には、1929年7月から1930年9月までの選出者が記録されている。ただし、会の趣旨や規約などはいっさい記載されていない。では、この娯楽会とはなにか。

「娯楽会役員名簿第一号」に記載された、最初の1914年11月選挙での役職は、主幹、副主幹、幹事(集金係、新聞係、図書係、演芸衣裳係、雑誌係)、評議員で、これが次回1915年8月の改選で、主幹、副主幹、幹事(集金係、図書係、新聞係)、演芸団衣裳係、舎館世話人、娯楽会評議員、談話会役員(議長、副議長、書記)となり、ついで1916年8月改選で、主幹(談話会議長兼任)、副主幹(談話会副議長兼任)、幹事(集金係、図書係、新聞係)、娯楽会談話会書記、評議員となる。

そののち、1919年2月改選で主幹と副主幹が、会長と副会長にその名称がかわり、1920年2月改選で娯楽会会長と明記され、その後も会長と娯楽会会長との表記が混在する。1922年1月改選では病室世話人が正副2名選出される。同年7月改選で野菜物検査係(ついで野菜検査人、野菜世話人と改称)が新設、1927年2月から1928年1月までの期間には演芸部会長、副会長、会計がおかれる。

1928年6月には患者総会では、「総代ノ負担軽減ヲ目的トシテ成立セル」と附記された蒲団世話人が選出され、1927年8月から1928年1月までの期間には総代正副2名が、1928年8月から1929年1月までの期間には「特記」として正副総代が選ばれている。この期間には繃帯(世話)検査人もみえる。

「娯楽会役員名簿第二号」では、1929年7月改選で、特記総代正副、病室世話人、野菜世話人、会計係、室長が選出され、つぎの1930年3月改選で、特記総代正副、病室世話人、娯楽会会長副会長、娯楽会幹事、野菜世話人、演芸団長、演芸団会計、室長、1930年9月改選で、総代正副、病室世話人、娯楽会会長副会長、娯楽会幹事、野菜世話人、演芸団長、演芸会計、室長が選ばれている。

娯楽会はその役職をみるかぎり、娯楽会の会長職がないときに主幹がおかれていたり、娯楽会会長と総代あるいは特記総代が併設されていたり、また、のちに作成された、目録番号5「大島療養所患者自治会々則」(常務委員会、1931年3月8日)や同4「大島療養所患者自治会々則」(執行委員会、1931年3月8日)に定められた評議員、病室監督者、室長の役務が、娯楽会のそれを継いでいるようにみえる。初期3期の主幹を担った人物は三宅官之治。三宅は人望をあつめるひととして、キリスト教霊交会を率い、療養者の総代を務めることとなる。

こうした役職の構成、主幹の役務を担った人物などのようすから、この娯楽会はたんなる歓楽の交流会なのではなく、自前で療養者たちの面倒をみて、日々の食物の手立て

を整え、また室ごとの整序をはかり、それを単位として療養者全体の統括を気づかう共助の親睦と福利のための組織だったと推察する。大島の療養所における自治の原初となる連携だったといえるだろう。

## (2) おんなたちの指

「娯楽会役員名簿」には、その第1号と第2号のいずれにも役員のところには女性名は1つもない。名簿第2号の室長の箇所には、1号から16号まで列挙されたそのつぎが25号にとび、そのつぎがもう1度とんで33号から39号までとなつて、ついで17号にもどり順に24号まで、そして30号から32号までとなる。これは3期の室長一覧すべてに共通している。この不揃いは名をみれば明らかで、17号から24号までと30号から32号までが、みな女性名なのだった（26号から29号までは不明）。療養所で男女がべつべつの寮で暮らしていたことはよく知られていて、大島の療養所に個室の夫婦寮ができたのは、ようやく1952年になってのことという（前掲『閉ざされた島の昭和史』）。

男女居住の分離はともかくも、娯楽会活動はおとこによって担われてきたのだった。おんなたちは自治から除外されてきたのか。

自治組織結成1周年のときに創刊された逐次刊行物『報知大島』では、その第4号（1932年5月1日）で「組織的に団結して下さい、自治創立一週を記念して婦人会位やつてほしい」とおんなたちにその結集と自治への仲間入りを呼びかけていた。同紙次号（第5号、同年同月15日）は、4月28日の臨時婦人総会開催を伝えた。この婦人会の正式な結成は、翌1933年のこととなる（同紙第24号、1933年4月1日）。ただし、『報知大島』は、婦人会の詳細を伝えていない。大島の療養所でのおんなたちの活動は、よくわかっていないのである。

そうしたところ、木箱「協和会々則在中／庶務部」には、目録番号23と29に、大島患者婦人会と大島玉藻婦人会の「会則」があった。ガリ版刷りの2つの「会則」は、どちらもその作成や会則施行の年月日を記していない。依然として婦人会の活動を伝える記録がほとんどないなかで、大島患者婦人会の「会則」が伝える「婦人会設立趣意」をみよう。

私達ハ社会ノ平和発展ヲ図ルニハ女性ノ力ニ俟ツコトノ大ナルヲ信ジ、女性ニ賦与サレタル天分ヲ博ク豊カニ養ヒ、智徳ノ向上ヲ計リ、以テ吾ガ自治ノ精神ニ副ヒ、ヨリ善キヨリ美シキ大島建設ノタメニ資サント、茲ニ婦人会ヲ組織シ、ソノ目的達成ヲ期ス

——大島玉藻婦人会の「会則」に載る「婦人会趣意」をみればそれは、大島患者婦人会の「会則」と同一である。おそらく前者の大島患者婦人会の「会則」の方がさきにつくられたのだろう。

ここにいう「女性ノ力」「女性ニ賦与サレタル天分」は、なにが、どのように機能するようすを想定しているのだろうか。婦人会の記録が少なく、断片から推察するしかいまは手立てがない。大島玉藻婦人会の「会則」には、5つの領域に分かれる「事業一般」が記され、そのうちの1つ「裁縫部」はその冒頭に、「自治会ノ必要ニ応ジテ裁縫ヲナス」とある。自治会もさきにみた娯楽会同様におおむね、おとこによる活動だった。大島玉藻婦人会の裁縫事業は、「会則」を穿って読めば、おとこの必要に応じておこなうものだったのではないか。

くりかえし参照してきた『閉ざされた島の昭和史』の編集委員会は、すべておとこによって構成されていた。収載された「入園者の証言と生活記録」には、おんなによる稿もみえるが、本文はすべておとこが執筆したとみてよい。本書第1章の「1 一台のラジオ（昭和六年）」、「2 連判状」へといたる記述は、氏名の明示されたもの、運動の展開を新聞社に伝えるための投書を携えて高松に渡ったおんな以外は、どれも性別を明示していない。記述に登場する人物の性をいちいち明かさないととりたてておかしな記述とはいえないかもしれないが、『閉ざされた島の昭和史』はおとこが、おとこについて記しているのだった。

その記述に、運動が療養者の総意であることをあらわすために連判状がつくられたとある。そこに署名押印したものの人数は、「四一〇余名」または「四一三名」という。この連判状を木箱「協和会々則在中／庶務部」のなかにみつけたときは驚いた。連判状というも実際は和紙を綴じた冊の形態で、表紙には「昭和六年一月十六日／連判状／三六四名」と墨書してある。室ごとにある署名と拇印は、多くが室の代表が筆をとって名を記したとみえるし、拇印もかならずしも親指ではなく、また印鑑を押しているものもある。その数は、確かに364あった。

おんなたちの指の痕は、さきの「娯楽会役員名簿第二号」の室長列挙と同様に、おとこたちのあとにおかれていた。爪弾きとはいわないまでも、おんなたちはおとこたちの後景でよいとする気持ちがここにあらわれている。大島の自治は、少なくともその当初は、おとこの、おとこによる、「島」のための活動だったようだ。こうした機制に『閉ざされた島の昭和史』の編集委員会も、そしてその後の大島を調査

した研究者たちも、気づいていなかった。それをなにより雄弁に伝えたのが、364筆の署名と連判がある綴だったし、「娯楽会役員名簿」や婦人会の「会則」だった。一目でわかる大島自治のジェンダー構成である。

### (3) 自治の決まり

木箱「協和会々則在中／庶務部」には貼紙に記されたとおり、いくつかの会則が入っていた。まず、これまで大島の自治会の会則がどのように知られていたのかをみよう。

『閉ざされた島の昭和史』には、「資料」としてあげられた4つの項の1つが「協和会会則」である。全36条のそれは、1975年2月1日施行と定められている。これはおそらくいつの時点かに制定された会則を改定した版ではないかとおもわれるのだが、もともとあった会則の制定時期は不明である。

もう1つ、「大島療養所自治会日誌（戦前編）」を収録した藤野豊編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4（不二出版、2004年）に、表紙に「昭和九年四月以降改正実施／大島療養所患者自治会規則／常務委員会」と記されたガリ版刷りの規則がある。同書に収載された「解説」（藤野豊執筆）はこの規則にふれもせず、これがどこにあったのかを明示していない。「編者・編集部」の署名による「『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4刊行にあたって」には、「本資料集成の原資料収集及び編集にあたって〔中略〕ご協力を得た」機関として「大島青松園入所者自治会」があげられている。おそらく規則はそこが所蔵しているのだろうが、そこにはほかにどういった規則があるのかも報せていない。

大島には、自治活動にかかわる規則はこの2点しか残っていないのか。2008年9月のキリスト教霊交会教会堂図書室の整理によって、仮に「大島自治会規程集」と名づけた一群の文書を初めて手にすることができた<sup>10</sup>。そこには、さきあげた2点の規則のうち後者とおなじ版のみをふくむ、13点の規則などがあった。この「大島自治会規程集」は、自治会による『閉ざされた島の昭和史』の編集においても、また、さきの資料集成補巻の編集復刻作業においても閲覧されなかったとみてまちがいない。あらためて登場した文書群としての「大島自治規程集」ではあるが、そのなかにも自治活動始動期に作成された規則がなかった。

欠落していた自治組織創生期の規則が、木箱「協和会々則在中／庶務部」のなかにあった。それが、目録番号4「昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々則／執行委員会」、同5「昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々

則／常務委員会」、同21「昭和六年三月八日／大島自治会々則／執行委員会」、同24「昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々則／常務委員会」であり、また同25「昭和六年三月十日／大島相愛青年団々則」も関係する文書である。

目録番号5が手書きである以外は、いずれもガリ版刷りである。同4と同21には「執行委員会印」の印影、同5と同24には「常務委員会印」の印影の角印がそれぞれに押しあてられている。また、同21の表紙には、「大島」と「自治会」の文字のあいだに「療養所患者」との手書き書き込みがあり、同24の表紙見返しに「自治標語／私も自治の義務がある」の文言がガリ版刷りで印字されていた。これは逐次刊行物『報知大島』紙上でも散見される標語である。

「倉庫史料」にはまた、自治日誌目録作成時にあわせて目録をつくった一群の文書があった。これは、目録をとり終えたいま、自治日誌の収まるスチール製ロッカーの下段にある<sup>11</sup>。この文書群のなかに、「昭和六年三月八日制定／昭和五十年二月一日改正施行／協和会会則」と表紙に記された仮綴がある（目録番号id9）。おそらくこれが『閉ざされた島の昭和史』に掲載された会則だろう。

これらの会則類が収められた木箱「協和会々則在中／庶務部」は、その貼紙に記されたとおりの会則などの保管箱だったのである。しかもそこには原初の大島患者自治会の会則があったのだ。（阿部執筆）

## 4. 「たたかう」歴史の内側へ

### (1) 木箱「参考書類」

ここでとりあげるのは、ふたに「参考書類」との墨書、側面の貼り紙に「各種書類綴入」との薄れたペン書きと、おそらくそれを補うべく後日その脇に加筆されたであろう「請願書綴」とのペン書きがみられる、木箱に入った史料群である。ふたの墨書から、仮に中身が入れ替えられていないとすれば、この史料群は、いずれかの段階で「参考」という目的のもとに分類され、この箱に収められたことになる。ここでの「参考」が何のためのそれなのかは定かでないが、目的別の分類によって文書が整理された可能性があるといえよう。一方、側面の貼り紙の記載は、いずれにせよ文書の性質・種類によって分類されたことを示している。どちらの記述が古いのか、どちらの記述が現状をあらわしているのか、つまるところどちらの記述が「正しい」のかは、ここではひとまずおく。大切なのは、この箱にはいずれかの時期に、何者かによって、一定の規則にのっ



て文書が「整理」<sup>12)</sup>され、収められていた、ということである。

では、箱の中身を概観してみよう。

自治会倉庫の奥からみつかったこの木箱には、おもに「らい予防法」（法律第 214 号、1953 年 8 月 15 日）の成立前後から 1960 年代なかばにかけての、自治会による園当局、政府・県局、代議士、医師などに対する請願・要望・声明類、および全患協（全国国立療養所ハンゼン氏病患者協議会、正式名称は時期により異なる）の事務局や支部、他園の自治会にあてた文書類（の控え）が、単体あるいは複数の文書を綴った簿冊<sup>13)</sup>のかたちで収められていた。その内容は、療養生活上の環境改善を求めるものが多く、とりわけ寮や病室など療養生活の基本となる場、水・電気・ガスなどのライフライン、防波堤・道路・学校などのインフラ、文化施設などの整備が中心を占めている。

作成年代がわかる文書のうちで唯一年代が隔たっているのが、「調査報告書」と題された 1944 年 10 月 1 日づけの文書（No.49）である。箱の最底部に収められていたこの文書は、戦時下の療養所において各療養者に認められていた「耕作権」を「収用」し、「作業」としてあらためて割りあて、作付を管理することによって、食糧増産につなげべくおこなわれた調査に関するものである。この調査は「園ノ立場〔、〕患者、詰所、会員、生産者、消費者、決議機関、翼賛機関、全体及個人等各々ノ立場ヨリノ利害得失ヲ決戦下ノ国家并園ノ実情ニ照シテ」「調整シ円満ナル一致点ヲ求メント務メタル結果」であるとされ、これに対して「一部ノ立場ヨリ云々スル」ことは「甚タ当ヲ失シ危険極リナキモノ」と「深キ注意」が促されている（引用中の〔 〕内は、引用者による）。

時局に応ずるべく、園当局の「絶大ナル指導ト激励ト慰安トヲ賜ハリ」つつ、自治会がまとめたこの報告書は、戦時下の療養所における自治会と園当局との関係の一端を示すものといえるが、この史料が木箱「参考書類」に収められていたのは、おそらく偶然ではないだろう。1954 年 3 月 1 日の規約改正に際して、「作業」としての耕作には終止符が打たれ、「耕作権」は希望する者に与えられ「趣味耕地」へと転換することになったという（前掲『閉ざされた島の昭和史』）。この規約改正に関する直接的な史料は箱内にはみあたらないが、改正に前後する時期の文書とともに収められていたことを勘案すれば、改正に際しての「参考書類」として位置づけられていた可能性も否定できない。

木箱の文書のなかには定期的に作成されていたものも散

見され、かつ 1953 年から 1966 年にかけてのほぼ全期間を通じて収められていたものもある。そのうちのひとつが、年度ごとに 1～3 種類程度が残されている「大島青松園整備工事に関する請願」文書である。これは、自治会が園当局にあてて定期的に発していた請願文書の控えであり、そこには毎年、二桁にのぼる件数の整備要求が列記されている。いま試みに 1953 年から 1966 年までの要求項目の上位 3 件を概観してみるとしよう<sup>14)</sup>。

最も頻繁に登場するのは上水道で、1955 年に登場して以来、海底送水管による「四国本土」からの送水が開始される前年の 1964 年まで毎年、しかも大抵は一番日に掲げられている。1953・54 年の要求項目にはみられないが、これは予算措置がとられていなかったことと関係するようで、1953 年には末尾に「予算外計画」として「高松市営上水道よりの引込工事」の項が設けられ、表紙に「T.N.」の書きこみがある 1 点には、当該頁に「予算外トップ」とペン書きされている（No.2）。つまり、大島において飲用水の確保は、送水管が敷かれる 1965 年まで、一貫して懸案事項の上位であり続けたことが確認できる。

つぎに多いのが、「〇〇舎」と称された寮の整備である。不自由舎・超不自由舎・重不自由舎など不自由者むけの寮の整備が 9 年、軽症者むけの寮の整備が 7 年にわたって登場する。このほか、保育所の新設（1955 年）、旧管理棟の研究室への改造（1955 年）、旧研究室の治療室への改造（1956 年）、治療室の改築（1956 年）、尿尿処理場の整備（1957 年）、会堂の新築（1958 年）、汽罐の更新（1961・1964 年）、護岸防波堤の工事（1961 年）、理学療法室の新設（1964 年）、重症病棟への暖房新設（1966 年）などがみられる。

こうした自治会による園当局や行政当局に対する要求の文書は、いわば自治会を窓口とした療養者と園当局との交渉の軌跡を一方から照らしだすものといえるが、これらは容易に、自治会や療養者による、園当局、ひいては行政当局に対する闘争や抵抗を描きだす史料として意味づけられてしまいかねない。つまりこの史料群は、療養者の闘争や抵抗を描きだすのに格好の素材としてのみ用いられる可能性を多分に有しているのである。だがはたして、闘争や抵抗を導きだすだけで、この史料群を、大島の、療養所の、歴史のなかに十分に位置づけたことになるのだろうか。ここでは、そのことをあらためて問うべく、「らい予防法」の改正問題が大きな波紋をひろげ、「予防法闘争」などとも称される運動が、個別療養所の枠を超えて展開された 1953 年の大島を、本史料群に抛りながら、あらためて描

きだしてみることにしよう。

## (2) 1953年、大島

1931年に制定された「癩予防法」(法律第58号)の改正をめぐる、全患協を中心とした中央での運動が活性化するなかであって、大島ではその動きは緩慢だったといい、1952年10月の予防法改正促進委員会の結成式に際しても、全患協本部から要請のあった連絡員さえ、大島からは派遣されなかった。しかし、全患協本部からたびたびオルグが派遣されてきた影響などもあって、1952年の末ころからようやく、青年層や文芸団体とともに、自治会も予防法改正運動に本腰を入れるようになる(前掲『閉ざされた島の昭和史』、以下運動の概要に関して適宜参照)。

明けて1953年、自治会は全患協本部の要請に応じて、改正案について審議する会合に代表を派遣する。このころから大島の療養者のあいだで運動への関心が高まったというが、一方中央では、議員立法化の動きを制して、法改正に消極的だった厚生省が改正案の提出にむけて動きはじめる。懲戒検束と強制収容に関する条項を削除することを骨子とする療養者の要求を酌んだ議員立法を骨抜きにし、旧法を踏襲、あるいは「改悪」する内容を備えた改正案はしかし、提出が予定されていた3月14日の国会解散によって、宙に浮くこととなった。

改正案提出はひとまず回避されたものの、5月にはいると全患協本部は、実力行使についての考えをまとめて代表を派遣するよう各支部(療養所の自治組織)に呼びかける。それに対して、大島の自治会は極力実力行使を回避する方針を打ちだし、代表も派遣しなかった。これは、実力行使への反対者が賛成者を上回る大島の療養者の意見を代表するものでもあったのである。

だが、国会の再開とともに、改正案の提出をにらんで、大島でも青年団・婦人会・文章会・思索会の会員たちが実力行使を要求する決議文を提出、運動を開始する。すると、6月15日におこなわれた投票では、自治会員の87%が実力行使に賛成したという。それをうけて、20日の17時よりおこなわれた患者総決起大会では、青年団・婦人会・青松同人会・思索会・盲人会などの支持のもと、「決議文」(No.4-1)が採択され、「作業拒否通告書」(No.4-2)と「声明書」(No.4-3)が朗読された。大会後には、園内をデモ行進して本館前のグラウンドで、「決議文」と「作業拒否通告書」が園長に手渡されたとされる。

厚生大臣を名宛人とした「決議文」では、「新憲法に相応しい」法改正の実現を求めてきたにもかかわらず、政府

の改正案は「基本的人権の侵害」にほかならず、かつての「牢獄」に等しい療養所に「逆戻り」しかねない。「患者が喜んで」入所し、「平和な療養生活」を送れるようにするためには「科学と人権尊重と社会保障の基盤の上に立案された新法規」の制定が必要だとして、7項目の改正要求を掲げて、「真に不本意乍ら」作業を一部拒否して「政府並に厚生省当局の反省を要望」するとしている。

園長あての「作業拒否通告書」では、「療友一丸となつて」また園長や職員の「協力」を得ておこなってきた法改正要求を政府が顧みることなく、「旧態依然として苛酷極まる予防法を立案」しようとしていることをうけて、「飽くまでも政府及び厚生省当局の反省を要望」し、「誠意ある再考慮を要請」するべく、「不本意ながら所内作業の一部」を拒否するという。作業拒否に際しては、従来の療養者の「全面的な協力」姿勢と、以後も「これを厭うものではないことを強調したうえで、重症者の治療に支障をきたさないよう園長・職員と交渉をおこない、6月30日より第一次の作業拒否に突入してゆく。

また「声明書」では、「癩予防法」にもとづく隔離政策が「病性の実態を歪め」「世人の恐怖心を煽り」「収容隔離のみに専念」させてきたことを指摘、改正案も「福祉面」の具体像を示さず、もっぱら「患者及び家族のみを抑圧」しようとするもので、看過できないという。療養者の側が示した改正案のような「真に医療の為の療園が実現」すれば「非人道的法文等は全く無用」になるとして、「最後の段階の決意」を表明するとともに、「世の皆様方」の「正しい御理解と御援助を希う」と訴える。このとき、比較対象としてあげられているのが結核で、結核に比べて予算が格段に低く、700名の療養者に対して医師7名、「看護婦」27名の体制であるため、医局員のなかには過労で「倒れ臥す犠牲者が年々相次ぐ実情」が明かされてもいる。

7月4日には、拒否内容強化の要請をうけて21名がハンストを実施、全面的な作業拒否をおこなうことについても90%の支持が集まったものの、午後に改正案が衆議院を通過してしまう。園側との会談を経て、抗議の作業拒否3日(7月8～10日)、および園長の上京陳情が実現するが、作業拒否期間の終了後も、病室看護については、将来的な看護婦への切り替えに含みを持たせる意味で、拒否が継続された。

改正案はその後、付帯決議9項目つきながらも8月1日に参議院の小委員会を通過する。療養者の要求はほぼ付帯決議に反映されていたとはいえ、その実現は運用のあり方



次第であった。大島では25名が本館前に座りこみ、園長より、付帯決議の実施を確約させるべく最善を尽くすとの回答を得るといふ動きがみられる。結果として改正案は、「らい予防法」として8月15日に公布され、1996年まで存続することとなった。

このようにたどってみると、木箱「参考書類」の史料群をとおしてみても、大島の1953年は、予防法改正運動に象徴される「たたかい」の年とみることができるかもしれない。実際、本史料群は、日本におけるハンセン病にまつわる歴史、とりわけ「癩予防法」施行以降の歴史を、療養者の政府や園当局に対する闘争・抵抗の歴史として描こうとする歴史観を、一面では支えるものとなるだろう。このことは、かかる歴史観が予防法改正運動の論理の影響を色濃く受けながら形成されたことを示している。

だが、あらためて本史料群をみなおしてみると、ここでの「たたかい」の構図は、それほど単純化できるものではないことがうかがえるだろう。さきに採りあげた史料に即していえば、政府（厚生省）あての文書であれ、園あての文書であれ、自治会は、自らと政府・園とのあいだのみならず、政府と園のあいだにも明確な一線を引いている。つまり、「改悪」と称すべきほどの改正案を提出した政府が、一貫して改正内容のみなおしや反省を求めるべき相手であるのに対して、園長や園の職員たちは療養者とともに日常生活を支え、法改正にむけて尽力してくれる可能性を帯びた「味方」というわけである。こうした、園に対する一定の評価はもちろん、運動における戦略、あるいは園当局と療養者との力関係のあらわれとみることもできよう。だがそれ以前に、療養者は園の職員と日常的に接し、おなじ島で日常を生きる者同士でもあった。1953年の大島の療養者たちは、当然のこと、運動のみを生きていたわけではなく、大島の日常のなかでもがいていた——そうした様子が、運動の論理のむこうに透けてみえるのである。

### (3) 不協和音を聴きわける

当該期の大島における最大の懸案事項のひとつが飲料水の確保であったことは、さきに述べたとおりである。運動の傍らにはつねに水の問題があった。ここで、園長を名宛人とする1953年9月1日付、協和会総代より園長あての水問題に関する「要望書」(No.34)をみてみよう。

「私共は、過去、現在、耐えられる事柄には耐えて参りました」ではじまる文書は、こうした「耐える」姿勢を「病友個々の持つ良識と善意や深い道義心から発露する弱くも美しい道」であり、「四十数年来」「受け継がれてきた」大

島の「伝統であり歴史」だと意味づける。そのうえで、この「耐える力」が「療養所の発展向上を阻止する大きな障害になつていたのではなかつたか」と「厳正に」問いなおし、「あまりにも訴えを知」らず、「時間と歴史の解決のみ総てを委ねすぎて」きたことを悟ったという。これは、予防法改正運動に関わるなかで培われてきた感覚でもあるのだろう。かかる「後進性を有つことが、比較的穏和だと云はれた青松園を今度の運動に積極的に参加せしめた原因の一半でもある」との一文は、そのことを物語る。では、どのように立ちあがろうというのか。

自治会はここでも、「私共自身の窮状を訴え、職員の方々のつくる資料に賛助し、万般の予算獲得のために立ちあがる決意を固めた」と、政府を相手として職員とともに立ちあがる決意を示し、「園の職員と私共は、真に一丸となつて過去の禍を福に転ずるために、今後の努力を怠つてはならない」と訴える。そこには、もうひとつの重要懸案事項であった寮をはじめとする施設の整備という課題が浮かびあがる。

1953年当時も、療養所創設時からの建物が現役で使用されていた大島は、自治会にいわせると「他園に比較して諸設備が著しく劣つて」おり、「浮浪患者の一時収容所的にしか考えていない建物ばかりの療養所」ということになる。これは皮肉にも、「開所以来」「職員と入園者が一体となつて、只の一回の小火も出さず火災から守り通した」ことによって現出した状況であった。それゆえ、「社会から癩を一日も早くなくし」「公共の福祉を図」るべく、「一人でも多くの病友を迎え入れ」られるよう、「増床整備費」の「特別配布」を希望するという(No.37)。

ここでも、職員と療養者の協力関係が所与のものとしてされているが、一方にあったこの「増床整備」が水問題の解決には足かせとなった。それは「増床予算獲得<sup>(ママ)</sup>えの不利」を考慮して水問題を「ひたすら伏せ通さざるを得なかつた」という事情によるもので、「その責はひとり園にだけあるのでは」なく、「増床、整備に影響させたくないと考え、水の問題を伏せてきた私共の側にも責の一半はある」という。いわば水の問題は、療養者にとっても、園の職員にとっても、共通の利害に関わるものであり、それゆえに、協力して「たたかう」ことが目指されたのである。

予防法改正運動への参加は、他園との格差の認識につながった一方で、島外の個人・団体とのつながりを自覚する機会ともなった。その一端を「らい予防法改正運動に対する社会の反響 大島青松園」(No.34)にみよう。この文書

には、予防法改正運動のさなか、大島の動きに呼応した個人や団体の動き、大島を訪れたり、大島あてに寄せられたりした個人や団体からのメッセージ、大島を採りあげた報道などを要約してまとめたものである。そこには、社会党代議士、元職員、庵治村、善通寺病院患者自治会、香川女性文化会、日本患者聯盟中国四国支部、日本国民救援会香川本部、新潟療養所患者自治会、堺市（機関誌）、教員組合（機関誌）、NHK（放送）などについての記述がみられるとともに、香西商店や「善病患者自治会」（「善病」は善通寺病院の略と思われる）から資金カンパがあったことが報告されている。運動を契機として、香川県内をはじめとした島外の個人や団体とのつながりが生じ、それが確認されてゆく様子をうかがうことができよう。

ところで、もうひとつの懸案事項であった施設整備には、水問題とは少々異なる背景が垣間みえる。前述のとおり、1909年の創設当時からの建物が残る大島にあつては、創設以来の24畳に9名、あるいは21畳に8名といった大部屋の寮での生活を強いられる療養者が少なからず存在した。それゆえ、小部屋の療養者とのあいだの生活環境の差が、療養者のあいだに不公平感を生み、摩擦や軋轢の原因ともなっていた。そうした摩擦や軋轢の種が存在することを問題視し、その解消を求めてなされたのが、施設整備の要求であった。

そこには、あらかじめ療養者のあいだでかならずしも利害の一致をみない状況が存在したのであり、それを解消するべく、要求がなされたわけである。かかる状況は、要求をうけて施設整備が進むなかにあつても、整備された寮に移ることができる者とできない者とのあいだに葛藤を生じることになる。こうした療養者間の利害の不一致はこのうち、年金の受給額と園内作業に対する手当とのギャップなど、個々の療養環境格差の問題としても表面化してくる。予防法改正運動の傍らにある療養者の日常にも、摩擦や軋轢が存在し、その解消への取り組みも、運動と同様かそれ以上になされている。あたりまえといえばそれまでかも知れないが、これまで運動中心の歴史観の前で、こうした「たたかう」歴史の内側に響くひとつひとつの音に、どれほど耳が傾けられてきたのか——史料を前にあらためて考えてみる必要がある。

「自治」を、自らの内にある葛藤を自ら治め律することととらえるならば、ここでの療養者間の葛藤を治めるべく動く自治会の姿は、まさしく「自治」の体现であるといえよう。だがここで留意しておきたいのは、自治会はこうし

た「自治」をめぐる取り組みを、いずれも園や政府といった他者に向かって要求するというかたちで実践していた。もちろん、それが問題だといいたいわけではない。療養者たちの「自治」は、こうした実践のつきかさねによってでなければ、あるいはこうした実践のつきかさねによってさえ、達せられなかったのだ。それゆえに療養者たちは、患者作業の軽減と表裏の関係にある園職員の増員なども含めて（No.38）、内なる他者としての園当局との連携をはかりつつ、「自治」を実践しようとしたのである。当該期の療養者「自治」にとって、職員をいかに巻きこむかは、「自治」の根幹に関わる重要な要素だったといえよう。

自治会が発した文書の控えが収められた木箱「参考書類」の史料群は、自治会が収受した文書がわずかしか含まれていないがゆえに、自治会側の要求に偏っているといわざるを得ない<sup>15)</sup>。だが、かかる療養者「自治」のあり方に照らせば、こうした一方通行の文書の集積にもまた、意味をみいだすことができるのである。（石居執筆）

## おわりに

本稿は、史料の調査と整理をめぐる共同作業の成果の一端である。研究も共同でおこなわれるばあいがあるものの、たいていそれはひとりでおこなうものだろう。史料が少なくない量であるとき、その調査と整理には人手をかけた方が作業を迅速に終わられる。ただ、時間がかかるかもしれないが、目録づくりはひとりでおこなえるところにその興味がある。目録をつくるには、一群の史料、たとえば「倉庫史料」でいえば、個々の木箱などのなかの史料すべてを手にとらなければ、それはできない。たとえば、複数の作業者が「倉庫史料」を整理して目録をつくる時にも、目録の様式を、担当する史料のまとまりにあわせてそれぞれに決めておけば、作業者が一同にそろわなくても、個々それぞれに作業をすすめることができる。

望みをいえば、ノートパソコンとデジタルカメラを携えて、目録はPCへの入力で作成し、必要に応じてカメラで史料撮影ができればよい。それだけの場所があればよい。電源のないところでの作業となれば、紙と鉛筆さえあれば目録はつくれる。いちおう古文書学やアーカイヴズ論があつて、史料や目録をめぐる議論もあるが、それを知らず、修得していなければ目録がつかないわけではない。文書をまえにして、それについてのなにを情報として記録し発信すればよいのかを考えれば、いくつかの不備があるかもしれないが、まずは文書などを史料として記録することは

できる。それが始まりとなって、保存されてきた文書などの保存と公開と活用がすめばよい。

こうしてひとまず目録をつくったところでも、明らかにになった、大島の自治にかかわる文書などの歴史がある。調査者たちが「倉庫史料」に手をつけてこなかったことは、その時間がなかったか、そこまでの熱意がなかったか、たんに気づかなかったかがその理由なのだろう<sup>16)</sup>。

では当事者はどうか。くりかえせばこの「倉庫史料」は、自治会創立50周年を記念して刊行された『閉ざされた島の昭和史』の執筆編集にもちいられた形跡がないのだ。他方で、自治日誌は執務室のロッカーにならべられて、すぐ手の届くところにおかれている。参照することもあると自治会役員から聞いたことがあるが、かつての日誌をみるその目的や機会までを確かめることをいまのところしていない。

「倉庫史料」が当事者からも忘れられたその理由の1つは、それらが現用ではなくなったということなのだろう。たとえば、木箱「協和会々則在中／庶務部」のなかには、原初制定時の、そしてその後の改定ごとの規則文書が入っていた<sup>17)</sup>。改定するときにはつねにそれ以前の規則を文書で確認し、それを保管するためのアーカイヴがこの木箱となったのだろう。いつの時点かはつきとめられないもの、おそらく、『閉ざされた島の昭和史』に掲載された1975年施行の協和会会則の改定時には、もはや過去の規則が参照されなかったか、あるいはこのときの参照を最後に過去の規則をもう現用とはあつかわないとしたのだろうか。木箱「参考書類」も、もう「参考」とはしない、その必要はない、その可能性もない、となったところで現用ではなくなり、倉庫にしまい込まれたのではないか。「既決書類箱 総務」「書類箱 文化部／読んだら必ず入れておくこと」と記された2つの箱、とりわけ後者のなかが空だったことにも、事態が明瞭にあらわれていて、それらのなかにかつてあった書類は、現用どころか、保存する必要もないと判断されたのだろう。

作成され保存されてきた文書などが現用でなくなり、過去を参照する機会が減り、そのどあいも低くなれば、非現用となった、わたしたちが史料と呼ぶ文書なども、それらを保管する意味が弱まってゆく。書籍としての自治会史は創立50年のときにただ1度かぎり編まれ、それ以降は70年史や80年史が編纂されることはなかった。

1931年から80年を数えた2011年に、自治会はその機関誌『青松』に「自治会創立80周年記念年譜附録」をつ

けた（通巻第661号、2011年12月）。『閉ざされた島の昭和史』に記載された歴史を継ぐ、1981年から2011年までの事項が50ページにおよぶ堂々とした大年表となった。ただしこれは当時の会長が「自治会（協和会）創立80周年を迎えて」と題された文章に記したとおり、「青松」巻末に自治会の動きを「自治会日誌」として、その時、その時のできごとを掲載していますので、そこから執行部で抜粋しまとめたのだった。よりいっそう当時の文書などをもちいて過去をいまにたぐり寄せる必要は重視されず、「倉庫史料」も忘れられていたことだろう。

こうした事態を歴史意識の衰弱としてわたしは詰っているのではない。当事者によってみずからの過去の記録が忘れられたり、それどころか廃棄や消却すらされたりしてしまう事例はいくらでもある。大学でさえその例外ではない。そのとき、部外者の介入は、やはり必要となる。ただしその記録も残すことが不可欠だ。それをわたしは「書史」と呼んでみた。療養所という環境で人びとが生きた痕跡を、文書において残すという指針をわたしたちは手放さず<sup>18)</sup>、それにむけての作業を継続しよう。（阿部執筆）

[目録] 本稿には大島青松園自治会所蔵「倉庫史料」のうち木箱「協和会々則在中／庶務部」と木箱「参考書類」に収められた2つの文書群の目録をこの順で載せた。それぞれの目録の史料名の欄につけた「+」の記号は、それが綴に綴じられたり袋に入れられたりした文書などの1つであることを、「\*」の記号は、当該欄に記入する情報がなかったことを、「/」は原文での改行の位置を、〔 〕は採録者が判断した名称であることを示している。

なおこの「倉庫史料」の利用については、その試案を『青松』通巻第670号（2013年6月）掲載の「療養所の歴史を縁どる」(24)に示した。

[附記] 本稿は2012年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」と2012年度受託研究「国立療養所大島青松園内歴史資料保存・公開・活用プロジェクト研究」の成果の1つである。また本稿の石居分担部分は、2012年度日本学術振興会科学研究費の研究活動スタート支援「ハンセン病療養所を「開く」知としてのキリスト教」（研究課題番号24820017）の成果の一部でもある。

1) 大島の療養所ではその開設から25年のとき、ついで50年、その後は10年ごとに記念誌が編まれている。それらの書誌情報については、阿部安成「療養所の歴史を縁どるⅠ－ハン



- セン病をめぐる療養所でのフィールドワーク」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.180, 2012年12月)を参照。
- 2) 阿部安成「国立療養所大島青松園キリスト教霊交會蔵書目録について－香川県大島の療養所を場とした知の蓄積と発信」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.107, 2009年3月)、同「ゆくりなくも－国立療養所大島青松園キリスト教霊交會 2009年4月・5月調査報告」(同前 No.113, 2009年6月)、阿部、石居人也「後続への意志－国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」(同前 No.116, 2009年9月)を参照。
  - 3) 阿部安成監修、解説『報知大島』国立療養所大島青松園史料シリーズ1(近現代資料刊行会、2012年)。なお同書に収録した解説「自治の曝書」の下書きとして、阿部安成「自治のレッスン」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.168, 2012年8月)、同「自治のデッサン」(同前 No.169, 2012年9月)、同「自治の研鑽」(同前 No.170, 2012年9月)、同「自治のモーション」(同前 No.171, 2012年9月)があり、関連稿に同「自治のアトラクション」(同前 No.175, 2012年10月)がある。
  - 4) 阿部安成、石居人也、松岡弘之「自治のオリジン」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.172, 2012年9月)。デジタル化計画については、前掲阿部「療養所の歴史を縁どるI」を参照。
  - 5) 書史論については、阿部安成「鳥の書、書の園－国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」(『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号, 2011年3月)を参照。
  - 6) このときの整理は西浦直子と石居と阿部がおこなった。このち松岡弘之も目録づくりにくわった。本稿ではまず阿部と石居が作成した目録を掲載することとした。
  - 7) 藤野豊『戦争とハンセン病』(吉川弘文館、2010年、2頁)。本文での引用部につづけて「なぜ、強制隔離がなされたのか、なぜ、強制断種や強制墮胎がなされたのか、なぜ墮胎された胎児は標本とされたのか、なぜ、戦後も強制隔離が続けられ、ハンセン病患者の基本的な人権は無視され続けたのか、こうしたさまざまな「なぜ」については、ほぼ解明されたと言ってよいだろう」とまでいう(同前、2頁)。「ほぼ」のていどを問うことをいまはしないが、ほんとうに「解明された」とおもっているのか、それでよいのだろうか。
  - 8) 同前、1頁。
  - 9) 阿部安成「抗う生－国立ハンセン病資料館 2011年度秋季企画展「たたかいつづけたから、今がある」展への批評」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.186, 2013年2月)。
  - 10) 「大島自治会規程集」については、阿部安成「史料紹介 療養所における「自治」論の始線と史料の現在－大島青松園をフィールドとして」(『隔離の百年から共生の明日へ ハンセン病市民学会年報 2009』ハンセン病市民学会、2010年)を参照。
  - 11) この一群の文書目録は松岡弘之が作成し、前掲阿部ほか「自治のオリジン」に載せた。
  - 12) 3つの表記のうち、雑多な文書収めたことを示すとすることもできる「各種書類綴入」を「整理」と呼ぶかどうかは議論のわかれるところだろうが、ここでは「各種書類綴」を収めるという認識を有していることに、「整理」の痕跡をみいだしたい。
  - 13) 後掲の目録では、単体の文書についてはもちろん、複数の文書を綴った簿冊についても、その簿冊を史料1点として扱っている。したがって、原則として簿冊を構成する個別の文書については目録化していない。ただし、いくつかの簿冊については、枝番号を付すかたちで細目をとっているのので、参照されたい。
  - 14) 1953年から1966年のうち、1953年は書式が異なり、1965年のものは当該箱には収められていなかった。また、要求項目の掲載順は、重要度や優先順位の高さをあらわすものと明示されていないが、ここではそれらとかならずしも無縁ではないとの理解のもと、各文書のはじめの3件をサンプルとして抽出している。
  - 15) 「参考」たるゆえんをあえて求めるとすれば、オリジナルが手許に残らない発信文書の控えを集積することによって、適宜参照できるようにしておくこと、とひとまずはいうことができよう。
  - 16) 「倉庫史料」の箱詰めされていない文書群のなかに、ある出版社の史料借用書があった。この借用時に史料がどのような状態で保管されていたかはいまとってはわからない。自治会役員の記憶にも残っていないし、その出版社が刊行した史料集の解説にも史料保管のようすについてはいっさい記載がない。ともかくもこの「倉庫史料」の一部はわたしたちの調査以前にも調査者によって閲覧されていた。しかしそのようすを記録したり発信したり、目録をつくらしたりしたものはひとりもいなかった。
  - 17) ただしさきに示したキリスト教霊交會教会堂にあった表紙書き「大島療養所長認可／昭和六年三月八日制定／大島療養所患者自治会細則／自治会」(1938年2月25日、大島療養所患者自治会発行、活版)の冊子はなかった。それと対になるだろう表紙書き「大島療養所長認可／昭和六年三月八日制定／大島療養所患者自治会会則／自治会」(1938年2月25日、大島療養所患者自治会発行、活版)の冊子は箱にあった。これは教会堂にもある。
  - 18) ここでわたしが念頭におきたいわば反面教師は、安易な聞き取りと思索しないドキュメンタリー・フィルムである。もちろん声の記録を残すこと、映像として記録を残すことを否定しない。大切なそうした記録にどういった意味を与えるのかの考察をわたしは問うている(ドキュメンタリー・フィルムについては、阿部安成「わたしの知らないあの一の姿－ドキュメンタリー・フィルム『61ha 絆』批評」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.184, 2013年1月、を参照)。

## 木箱「協和会々々則在中／庶務部」史料目録

目録番号	史料名	年月日	作成者	受取人	形態	数量	備考
1	大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	昭和六年三月八日制定	協和会	*	綴	1	昭和16年9月改正、「篠原」「福田」の押印、表紙手書き、ガリ版
2	総則細則／庶務 +〔総則〕 +大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	*	庶務	*	綴	1	「庶務部印」の角印、ガリ版
3	大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会々々則／協和会	昭和六年三月八日制定	協和会	*	綴	1	「昭和拾八年四月拾参日」のスタンプ、ガリ版、「庶務部用」の書き込み
4	昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々々則／執行委員会	昭和六年三月八日	執行委員会	*	綴	1	表紙には記載事項なし、「会計部印」の角印、ガリ版 「執行委員会印」の角印、ガリ版
5	昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々々則／常務委員会	昭和六年三月八日	常務委員会	*	綴	1	「常務委員会印」の角印、手書き、「サンデー毎日」第11年第30号（1932年6月26日）を表紙に使用
6	昭和十二年五月起／新調芝居衣裳目録／共楽団	昭和十二年五月五日	共楽団	*	綴	1	「常務委員会之印」「大島演芸団印」の角印、手書き
7	昭和四年八月以降／娯楽会役員名簿／第二号／娯楽会	昭和四年八月以降	娯楽会	*	綴	1	手書き
8	〔自治会規則クリップ留め〕 +規則改正表／常務委員会	*	*	*	*	*	*
9	+昭和四年四月以降改正実施／大島療養所患者自治会細則／常務委員会	昭和九年四月以降改正実施	常務委員会	*	綴	1	「常務委員会之印」の角印、ガリ版
10	+昭和四年四月以降改正実施／大島療養所患者自治会規則／常務委員会	昭和九年四月以降改正実施	常務委員会	*	綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版
11	作業賃改正表／昭和二十四年一月／総代用	昭和二十七年六月	*	*	綴	4	ガリ版
12	大島療養所長認可／昭和六年三月八日制定／大島療養所患者自治会則／自治会	昭和二十七年六月	*	*	綴	1	手書き
13	昭和六年三月十日制定／大島相愛青年団々々則／大島相愛青年団	昭和二十七年六月	大島療養所患者自治会	*	冊	2	活版
14	昭和二年／末沢氏他職員二対スル追求二関スル書類	昭和十四年三月二十日	大島相愛青年団	*	冊	3	活版、1冊に「常務委員会之印」の角印
15	園内各種文化団体幹部並係員名簿 1952年2月現在	昭和二十四年	*	*	封筒	1	文書綴1封入、手書き
16	〔自治会宛て等書簡一括〕 聖心信徒会組織二関スル書 +聖心信徒会々々則	1952年2月現在	*	*	枚	1	国立療養所邑久光明園、ガリ版
17	+仮称聖心信徒会／結成に関する具申書	*	*	*	一括	1	手書き
18		*	*	*	包み紙	1	手書き
19		*	*	*	綴	1	手書き
20		昭和二十五年三月四日	*	協和会総代	枚	2	手書き

17	昭和三十一年九月一日改正施行／事務所慣例／大島青松園協和会	昭和31年9月1日改正施行	大島青松園協和会	*		綴	1	ガリ版
18	昭和三十一年九月一日改正施行／慣例・会員申合せ／大島青松園協和会	昭和31年9月1日改正施行	大島青松園協和会	*		綴	1	ガリ版
19	協和会々々則／総代 + 大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	*	総代	*		綴	1	表紙手書き、ガリ版、昭和16年9月改正
20	昭和三十五年二月一日改正施行／慣例・会員申合せ／大島青松園協和会	昭和35年2月1日改正施行	大島青松園協和会	*		綴	1	「総代之印」の角印、ガリ版
21	昭和六年三月八日／大島自治会々々則／執行委員会	昭和6年3月8日	執行委員会	*		綴	1	タイプ 表紙「大島」と「自治会」のあいだに「療養所患者」の書き込み、「執行委員会印」の角印、ガリ版
22	昭和九年四月以降改正実施／大島療養所患者自治会規則／常務委員会	昭和9年4月以降改正実施	常務委員会	*		綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版
23	会則／大島患者婦人会	*	大島患者婦人会	*		綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版
24	昭和六年三月八日／大島療養所患者自治会々々則／常務委員会	昭和6年3月8日	常務委員会	*		綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版、表紙見返しに「自治標語／私も自治の義務がある」
25	昭和六年三月十日／大島相愛青年団々々則	昭和6年3月10日	*	*		綴	1	角印判読不能、ガリ版
26	団則／大島相愛青年団	*	大島相愛青年団	*		綴	1	「義務制改革」時の団則、「常務委員会印」の角印、ガリ版
27	昭和二十九年三月改正／協和会々々則／総務	昭和29年3月改正	総務	*		綴	1	表紙手書き、ガリ版、「委員会／岡本」の書き込み
28	昭和十二年 月現在／大島療養所患者自治会会則／常務委員会	昭和12年 月現在	常務委員会	*		綴	1	「野島」の角印、手書き
29	会則／大島玉藻婦人会	*	大島玉藻婦人会	*		綴	1	「常務委員会之印」の角印、ガリ版
30	昭和十二年 月現在／大島療養所患者自治会細則／常務委員会	昭和12年 月現在	常務委員会	*		綴	1	「野島」の角印、手書き
31	昭和十二年三月現在／大島療養所患者自治会会則／常務委員会	昭和12年3月現在	常務委員会	*		綴	1	「学芸部印」の角印、手書き、「患者用紙」の縦罫紙
32	昭和十一年三月／改正案	昭和11年3月	*	*		綴	1	「常務委員会印」の角印、手書き
33	会則・細則 + 大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会々々則／協和会	*	*	*		綴	1	表紙手書き、「副総代印」の角印
	+ 大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	昭和6年3月8日制定	協和会	*		綴	1	昭和16年9月改正、ガリ版、「副総代印」の角印
34	大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	昭和6年3月8日制定	協和会	*		綴	1	昭和16年9月改正、ガリ版、「副総代印」の角印 昭和16年9月改正、ガリ版、「会計部」の角印、表紙罫紙に「大島青松園入園者協和会細則」と鉛筆書き
35	監禁製裁／謹慎製裁／内申控入	昭和19年～昭和23年	*	*		封筒	1	*
36	[大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会々々則／協和会]	昭和6年3月8日制定	協和会	*		綴	1	表紙欠、昭和16年9月改正、ガリ版



37	大島青松園長認可／昭和六年三月八日制定／大島青松園入園者協和会細則／協和会	昭和六年三月八日制定	協和会	*	綴	1	昭和十六年九月改正、「人事部印」の角印、ガリ版
38	昭和三十一年九月改正／作業賞与金表／協和会	昭和三十一年九月改正	協和会	*	綴	1	ガリ版
39	昭和六年一月十六日／連判状／三百六十四名	昭和六年一月十六日	*	*	綴	1	手書き
40	慣例／内則／昭和拾七年度	昭和十七年度	*	*	冊	1	手書き、ノート
41	昭和二十七年六月／作業慰労金改正表／協和会	昭和二十七年六月	協和会	*	綴	1	手書き、「総代之印」の角印
42	大正三年十一月以降／娯楽会役員名簿／第一号／娯楽会	大正三年十一月以降	娯楽会	*	綴	1	手書き
43	昭和二十七年六月改正／作業施行内則／協和会	昭和二十七年六月	協和会	*	綴	1	手書き
44	昭和六年三月八日制定／昭和三十一年八月八日改正施行／協和会々々則／大島青松園協和会	昭和六年三月八日制定、昭和三十一年八月八日改正施行	大島青松園協和会	*	綴	1	ガリ版
45	昭和三十五年二月一日改正施行／事務所慣例／大島青松園協和会	昭和三十五年二月一日改正施行	大島青松園協和会	*	綴	1	タイプ
46	大島療養所患者自治会規則／常務委員会	*	常務委員会	*	綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版
47	昭和三十五年七月一日改正施行／慣例・会員申合せ／大島青松園協和会	昭和三十五年七月一日改正施行	大島青松園協和会	*	綴	2	タイプ
48	患者療養心得 + 修正を要求する主要条項／本省案「らい予防法」中 + 患者療養心得	*	*	*	枚	1	表、手書き
49	昭和廿五年度決済書類	昭和廿五年度	*	*	枚	1	裏、手書き
50	昭和二十六年年度／決済書類	昭和二十六年年度	*	*	一括	1	ガリ版
51	昭和三十年四月改正／暫定作業賞与金表／協和会	昭和三十年四月改正	協和会	*	綴	1	ガリ版
52	昭和八年四月十二日香川県訓令第十号／續予防法施行細則取扱手続	昭和八年四月十二日	*	*	綴	1	「国立移管後ハ不用」の書き込み、ガリ版
53	昭和二十七年六月改正／作業施行内則／協和会	昭和二十七年六月改正	協和会	*	綴	1	ガリ版
54	作業賞改正表 昭和二十五年四月	昭和二十五年四月	*	*	綴	1	ガリ版、表紙記載なし
55	オリーブ栽植ニ関スル書	*	*	*	封筒	1	手書き
56	作業賞改正表／昭和二十三年七月／改正	昭和二十三年七月改正	*	*	綴	1	手書き
57	〔予算決算書綴〕	*	*	*	綴	1	手書き、「患者用紙」の縦罫紙
58	〔昭和八年度予算決算書綴〕	昭和八年度	*	*	綴	1	前欠
59	昭和九年以降改正実施／改正案説明書各種／常務委員会	昭和九年度以降	常務委員会	*	綴	1	「常務委員会印」の角印、ガリ版
60	調査書	昭和八年～昭和九年	*	*	綴	1	手書き
61	参考書	*	*	*	綴	1	手書き

木箱「参考書類」史料目録

No.	枚	史料名	作成年月日	作成者	受取人	形態	数量	備考
1	0	昭和41年度大島青松園整備工事に関する／請願書	昭和41年2月25日	香川県木田郡庵治村6034番地第一／国立療養所大島青松園／入園者代表 曾我野一美／外一同	*	綴	4	中に「整備工事に関する請願」とあり
2	0	請願書／国立療養所／大島青松園／整備工事	昭和28年10月15日	香川県木田郡庵治村六〇三四ノ一／国立療養所大島青松園入園者代表／大基純三	*	冊	4	うち1冊の表紙に「T. N. J.」中に書き込み
3	0	請願書	昭和39年12月13日	大島青松園入園者代表／曾我野一美／他人園者一同	*	綴	2	中に「療養所生活改善問題に関する請願」とあり「写」の赤スタンプあり うち1冊、「発送先／厚生大臣 神田博／事務次官 高田浩運／政務次官 徳永正利／整備課長 中西哲郎／医務局長 尾崎嘉郎／療養所課長 大村潤四郎／課長補佐 日下部逸男／事務官 小池将元」とペン書き うち1冊「発送先／木村武千代／藤本孝雄／福田繁芳／成田知巳」とペン書き
4	0	*	*	*	*	綴	2	表紙なし、3点合綴
4	1	+ 決議文	昭和28年6月20日	香川県木田郡庵治村大島青松園／療養所防法改正促進患者総けつ起大会／(代表) 大基純三	厚生大臣／山県 勝見	(枚)	-2	*
4	2	+ 作業拒否通告書	昭和28年6月20日	療養所防法改正促進患者総けつ起大会／(代表) 大基純三	大島青松園長／野島泰治	(枚)	-2	*
4	3	+ 声明書	昭和28年6月20日	香川県木田郡庵治村大島青松園／療養所防法改正促進患者総けつ起大会／(代表) 大基純三	*	(枚)	-2	*
5	0	とき一九五九年八月二十三日より〃八月二十七日まで／第四回支部長会議決定事項／於全患協長島支部	(1959年8月27日以降)	*	*	綴	1	会議後に作成されたもの
6	0	ハンセン氏病療養所における当面の／重要問題に関する陳情書	昭和35年12月1日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一／大島青松園入園者代表 岡本清	*	綴	2	うち1冊は、名宛人として「金子正則」と記入したうえで、赤で抹消されている
7	0	請願書	昭和37年7月20日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一／国立療養所大島青松園／入園者代表 中石俊夫／外一同	*	綴	3	中に「昭和三十八年度大島青松園整備工事に関する請願」とあり
8	0	三十五年上半年期／請願書その他書類	*	*	*	綴	1	合綴
8	1	+ 身上調査について回答	昭和35年8月29日	大島青松園入園者総代／中石俊夫	菊池恵楓園患者自治会／代表 荒木正	(枚)	-1	*
8	2	+ 宮武義信氏について問合せの件	昭和35年8月26日	熊本県菊池郡合志村栄三七九六／菊池恵楓園／入園者代表 荒木正	大島青松園患者自治会／代表 中石俊夫	(枚)	-1	*
8	3	+ 協和発第五九号／施設整備に関する予算示達調査表送付について	昭和35年8月23日	大島支部長／中石俊夫	各支部長	(枚)	-1	*
8	4	+ 施設整備示達予算に関する各支部調査表	昭和35年8月調	大島支部	*	(枚)	-1	*
8	5	+ 協和発第五八号／第二回緊急書面会議に関する回答	昭和35年8月13日	大島支部長／中石俊夫	全患協議長／荒木正	(枚)	-1	*
8	6	+ 協和発第五七号／身障諸費示達予算照会について回答	昭和35年8月10日	大島支部長／中石俊夫	長島支部長／本田稔	(枚)	-1	*
8	7	+ 協和発第五六号／第二十三回緊急書面会議々題について回答	昭和35年8月2日	大島支部長／中石俊夫	全患協議長／荒木正	(枚)	-1	*
8	8	+ 協和発第五五号／作業制度改正規定照会について回答	昭和35年7月31日	大島支部長／中石俊夫	長島支部長／本田稔	(枚)	-1	*
8	9	+ 協和発第五四号／整備予算その他に関する要望	昭和35年7月29日	入園者総代／中石俊夫	野島園長／国分 庶務課長	(綴)	-1	*

8	10	+ 協和発第五三三号/ 映写機追加予算の配賦に関する + 協和発第五二二号/ 患者作業の実態調査依頼について + 協和発第五一〇号/ 作業賞与金スベア獲得運動につ + 協和発第四九号/ 施設整備に関する示達予算の問 + 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 30 日	香川県木田郡庵治村大島青松園/ 入園者代表 石俊夫/ 他人園者一同	中	療養所課長/ 橋 本寿三/ 課長 補佐/ 兼島武夫 山田昇 / 園分庶長 木村予算係長	(枚)	-1	*
8	11	+ 協和発第五二二号/ 患者作業の実態調査依頼について + 協和発第五一〇号/ 作業賞与金スベア獲得運動につ + 協和発第四九号/ 施設整備に関する示達予算の問 + 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 24 日	大島支部長 中石俊夫	中	全患協事務局長 佐藤忠雄	(綴)	-1	*
8	12	+ 協和発第五一〇号/ 作業賞与金スベア獲得運動につ + 協和発第四九号/ 施設整備に関する示達予算の問 + 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 23 日	香川県木田郡庵治村大島青松園/ 入園者代表 石俊夫/ 他人園者一同	中	平井太郎/ 藤本 捨助/ 津島寿一	(綴)	-1	*
8	13	+ 協和発第五〇号/ 作業賞与金スベア獲得運動につ + 協和発第四九号/ 施設整備に関する示達予算の問 + 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 22 日	大島支部長 中石俊夫		全患協事務局長 佐藤忠雄	(枚)	-1	*
8	14	+ 協和発第四九号/ 施設整備に関する示達予算の問 + 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 22 日	大島支部長 中石俊夫		全患協加盟各支 部長	(枚)	-1	*
8	15	+ 協和発第四八号/ 署名簿送付について + 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 5 日	大島支部長 中石俊夫		在日朝鮮人ハ氏 病患者同盟/ 大 場一雄	(枚)	-1	*
8	16	+ 協和発第四七号/ お問い合わせ + 患者自治会に関する調査	昭和 35 年 7 月 5 日	入園者総代 中石俊夫		野村総婦長/ 外 看ゴ婦一同	(枚)	-1	*
8	17	+ 患者自治会に関する調査	(昭和 35 年)	*		*	(枚)	-1	*
8	18	+ 協和発第四六号/ 作業施行内則・作業賞与金表送 付について	昭和 35 年 6 月 28 日	総代 中石俊夫		野島園長/ 園分 庶務課長/ 吉田 会計主任/ 奥村 給食主任/ 木村 予算係長/ 奴實 正	(枚)	-1	*
8	19	+ 協和発第四五号/ 身体障害年金受給に関する報告 とお礼	昭和 35 年 6 月 19 日	大島青松園入園者総代/ 中石俊夫		野島園長/ 外各 医師/ 特別委員	(枚)	-1	*
8	20	+ 協和発第四四号/ 身体障害年金受給に関するお礼	昭和 35 年 6 月 20 日	大島青松園入園者総代/ 中石俊夫		県知事/ 認定医 / 年金課長/ 衛 生部長	(枚)	-1	*
8	21	+ 協和発第四三号/ 沖繩出身者数及び代表者氏名に ついて回答	昭和 35 年 6 月 10 日	大島支部長 中石俊夫		愛楽園/ 富山富 也	(枚)	-1	*
8	22	+ 新年度作業賞与金等諸給与に関する件について回 答	昭和 35 年 6 月 3 日	大島支部長 中石俊夫		菊池支部長/ 荒 木正	(枚)	-1	*
8	23	+ プロパンガス切替えに関する中間報告書	(昭和 35 年) 6 月 1 日	厚生部		*	(枚)	-1	*
8	24	+ 協和発第四二号/ 第二回緊急書面会議々題につ いての回答	昭和 35 年 5 月 25 日	大島支部長 中石俊夫		全患協議長/ 荒 木正	(枚)	-1	*
8	25	+ 協和発第四一號/ 弱視会について回答	昭和 35 年 5 月 18 日	大島支部長 中石俊夫		星塚支部長/ 平 原正	(枚)	-1	*
8	26	+ 昭和三十五年五月十一日 - 十二日 / 第五回瀬戸内 三園協議会決定事項 / 於大島支部	(昭和 35 年 5 月 12 日以降)	*		*	(綴)	-1	*
8	27	+ 請願書	昭和 35 年 5 月 5 日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/ 国立療養 所大島青松園入園者代表 / 中石俊夫 / 他人園者一 同		代議士外関係各 所	(綴)	-1	中に「大島青松園整備工事に関する請願」とあり
8	28	+ 協和発第三九号/ 療養所改善に関する具申書	昭和 35 年 5 月 9 日	入園者総代 中石俊夫		青松園々長/ 野 島泰治/ 他関係 者	(綴)	-1	*
8	29	+ 委任状	昭和 35 年 4 月 1 日	患者代表 中石夏雄		国立療養所大島 青松園/ 支出官	(枚)	-1	*
8	30	+ 協和発第三八号/ 第二十一回緊急書面会議々題に ついての回答	昭和 35 年 5 月 2 日	大島支部長 中石俊夫		全患協議長/ 荒 木正	(枚)	-1	*



8	31	+協和発第三七号/身障年金未裁定者全員認定に關する要望	昭和35年4月27日	年金対策特別委員一同/入團者総代 中石俊夫	野島團長/特別委員会/委員長/國分正礼/委員一同	(級)	-1	*
8	32	+協和発第三六号/障害年金障害認定に關する要望	昭和35年4月27日	大島青松團入團者総代/中石俊夫	瀬戸内障害等級認定委員会/委員長/野島泰治/委員一同	(級)	-1	*
8	33	+協和発第三五号/示達予算内容の連絡	昭和35年4月26日	大島支部長 中石俊夫	邑久支部長	(枚)	-1	*
8	34	+ [照会状]	昭和35年4月18日	長島支部 本田稔	大島支部/中石俊夫	(枚)	-1	*
8	35	+協和発第三十四号/国民年金(公的年金)受給者並びに非年金受給者に対する給付金支給状態について回答	昭和35年4月22日	大島支部長 中石俊夫	長島支部長/本田稔	(級)	-1	*
8	36	+協和発第三三三号/障害年金未裁定のものについてのお願	昭和35年4月16日	大島青松團入團者総代 中石俊夫	衛生部長/山口認定医	(級)	-1	*
8	37	+給食係長の配置転換に關するその後の経過について	昭和35年3月28日	総代	評議員	(級)	-1	*
8	38	+協和発第三二二号/障害年金障害認定に關するお願	昭和35年4月15日	大島青松團入團者代表/中石俊夫	金子正則	(級)	-1	*
8	39	+協和発第三一七号/事務局長の瀬戸内ブロック会議出席要請について	昭和35年4月11日	大島支部長 中石俊夫	全患協議長/荒木正	(枚)	-1	*
8	40	+協和発第三〇号/第五回瀬戸内三團協議会開催に關するお願	昭和35年4月10日	大島支部長 中石俊夫	*	(級)	-1	*
8	41	+協和発第二九号/障害年金の障害認定に關する再度的お願	昭和35年4月4日	大島青松團入團者代表/中石俊夫	山口繁夫	(級)	-1	*
8	42	+協和発第二八号/障害年金の障害認定に關する再度的お願	昭和35年4月4日	大島青松團入團者代表/中石俊夫	香川県国民年金課長/藤山昭二	(級)	-1	*
8	43	+協和発第二七号/春の友團交歓日お知らせについて	昭和35年3月30日	大島支部長 中石俊夫	邑久支部長/高杉晋	(枚)	-1	*
8	44	+協和発第二六号/不自由者附添職員切替に対する運動方針の見解	昭和35年3月28日	大島支部長 中石俊夫	全患協事務局長/佐藤忠雄	(級)	-1	*
8	45	+協和発第二五号/[年金関係]調査の件追加についての回答	昭和35年3月28日	大島支部長 中石俊夫	全患協事務局長/佐藤忠雄	(枚)	-1	*
8	46	+障害年金の障害認定促進に關するその後の経過について	昭和35年3月23日	総代	各位	(級)	-1	*
8	47	+協和発第二四号	昭和35年3月26日	入團者総代 中石俊夫	團長、課長/各医師	(枚)	-1	*
8	48	+請願書	昭和35年3月24日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/大島青松團入團者代表 中石俊夫/外人團者一同	*	(級)	-1	*
8	49	+協和発第二二二号/障害福祉年金の障害認定に關する要望と照会について	昭和35年3月23日	大島青松團入團者総代/中石俊夫	香川県国民年金課長/藤山昭二	(級)	-1	*
8	50	+協和発第二一七号/医師充員の実態調査に對する回答	昭和35年3月22日	大島支部長 中石俊夫	全患協事務局長/佐藤忠雄	(枚)	-1	*
8	51	+協和発第二〇号/友團交歓の日程について	昭和35年3月21日	大島支部長 中石俊夫	支部長	(枚)	-1	*
8	52	+協和発第一九号	昭和35年3月19日	大島支部長 中石俊夫	邑久支部長/高杉晋	(枚)	-1	*
8	53	+協和発第一八号/身障年金受給者裁定促進に關するお願	昭和35年3月17日	入團者総代 中石俊夫	野島團長/國分庶務課長	(枚)	-1	*
8	54	+協和発第一七号/身障年金障害認定に關するお願	昭和35年3月17日	大島青松團入團者総代/中石俊夫	山口繁夫	(級)	-1	*

中に「協和発第二三三号/障害福祉年金適用の拡大に關する請願」とあり  
中に「邑支発第一五五号」が挟み込まれている

欄外に「(写)」とあり  
欄外に「(写)」とあり(「写」は丸囲み)



26	0	請願書	昭和34年4月15日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/大島青松園入園者代表 曾我野一美	*	1	中に「蛍光灯切替えに対する請願書」とあり
27	0	国民年金について並びに不自由者付添を職員に切替えるための要請外九項目の請願/香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/国立ハンセン病(ライ)療養所/大島青松園入園者代表/曾我野一美/外七〇二名	*	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/国立ハンセン病(ライ)療養所/大島青松園入園者代表/曾我野一美/外七〇二名	*	1	*
28	0	[運動参加への勧誘状]	昭和34年9月22日	多磨身体障害者福祉連絡会	*	枚	1
29	0	請願書	昭和34年	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/大島青松園入園者代表 曾我野一美/外入園者一同	*	綴	中に「請願書/国立療養所大島青松園整備工事」とあり
30	0	協和発第四〇号/療養所改善に関する要望書	昭和35年5月9日	入園者総代 中石俊夫	*	綴	表紙なし、第三九号も含綴うち1冊、「職員関係者版」とマジック書き
31	0	保育所児童の就職支度金増額に関する請願	昭和35年	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/大島青松園入園者代表 中石俊夫/外入園者一同	*	綴	1
32	0	請願書	昭和36年2月17日	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/国立療養所大島青松園入園者代表 岡本清	*	綴	中に「大島青松園整備工事に関する請願」とあり
33	0	患者輸送用自動車についてのお願い	昭和36年12月	香川県木田郡庵治村/国立療養所大島青松園/患者代表 曾我野一美	*	綴	中に「患者輸送用自動車についてのお願い」とあり
34	0	昭和二十八年度/大島支部書類級/請願書/声明書/作業返上書	昭和28年8月7日~昭和28年9月1日	*	*	綴	1
35	0	国立療養所大島青松園/整備補充年次別調書/(附不動産購入調書)	*	*	*	綴	1
36	0	昭和三十二年/書類級/総務	昭和32年3月~昭和32年12月	(協和会) 総務	*	綴	1
37	0	請願書/増床整備費特別配布方請願に就て	昭和28年6月30日	香川県木田郡庵治村/国立療養所大島青松園/入園者代表 大基純三	療養所課長 藤復保	綴	2
38	0	昭和二十八年度/請願書控	昭和28年	*	*	綴	1
39	0	協和発第三号/年金障害認定に関する要望書	昭和35年3月11日	入園者総代/中石俊夫	*	綴	1
40	0	昭和三十三年二月/昭和三十三年度整備工事請願項目/大島青松園/入園者総代 三木康平	昭和32年2月	大島青松園/入園者総代 三木康平	*	綴	2
41	0	国民注目の国会から/藤本代議士国会報告	(昭和35年2月)	編集・発行 新政治経済研究会	*	綴	1
42	0	協和発第三九号/療養所改善に関する具申書	昭和35年5月9日	入園者総代 中石俊夫	青松園々長/野島泰治/他関係者	綴	1
43	0	請願書控級/総務	昭和29年5月~昭和29年11月	(協和会) 総務	*	綴	1
44	0	大蔵省関係官への請願活動に就て	*	(協和会) 総代 山西芳雄	各位	綴	2
45	0	昭和三十年/特別予算配賦請願書 国立療養所大島青松園	昭和30年5月	香川県木田郡庵治村六〇三四番地第一/国立療養所大島青松園入園者代表/大基純三	*	綴	1
46	0	昭和34年/国立療養所職員増員並びに待遇改善について、患者作業の改善並びに作業慰労金の増/額について外四項目に関する陳情/国立療養所/松丘保養園、東北新生園、栗生養果園、多磨全生園/駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園/菊地忠風園、星塚敬愛園/右入園者代表 鈴木真雄	(昭和28年7月10日)	国立療養所/松丘保養園、東北新生園、栗生養果園、多磨全生園/駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園/菊地忠風園、星塚敬愛園/右入園者代表 鈴木真雄	*	綴	1
47	0	ハンセン氏病療養所における当面の/重要な問題に関する陳情書/一九六一年十月二十七日/全国々々療養所ハンセン氏病患者/協議会議長 下川巨/厚生大臣/瀧尾弘吉	1961年10月27日	全国々々立ハンセン氏病患者/協議会議長 下川巨	厚生大臣/瀧尾弘吉	綴	1
48	0	整備計画/具体資料	*	特別常務員	*	綴	1
49	0	昭和拾九年拾月/啓日/調査報告書	昭和19年10月1日	*	*	綴	1

表紙に「放送済」の印あり、「昭二八.七.一〇」とのペン書きあり

表紙に「経理」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き

表紙に「放送済」とペン書き